

序 論

INTRODUCTION



1	後期基本計画策定の趣旨	6
2	計画の構成および期間	6
3	行政評価を取り入れた総合計画	8
4	計画策定の背景	10
5	市民意識の状況	20

1 後期基本計画策定の趣旨

山武市は、平成20年3月に、計画年度を平成20年度から平成29年度とする山武市総合計画を策定し、計画的にまちづくりを進めてきました。この総合計画は、誰もがしあわせを実感できる山武市の実現のため、『市民と行政が一緒になって山武市を創る協治のみちすじ』として策定したものです。

前期基本計画の期間である平成20年度から平成24年度の間においても、人口減少・少子高齢化の進展、金融危機に端を発する世界的な経済の減速、環境問題の深刻化、また、東日本大震災を契機とした「安心・安全」に対する信頼の揺らぎ等、社会環境が大きく変化してきました。そして、地方分権の進展により、地方自治体には「自己決定・自己責任」の行政経営を着実に行うことが、一層求められています。

後期基本計画は、こうした時代の変化と、前期基本計画でのまちづくりの成果状況を踏まえながら、本市が目指す基本理念と将来都市像の実現に向け、行政と議会・市民・地域団体・企業・NPOなど多様な主体が協働し、より一層魅力あるまちづくりを進めていくために策定するものです。

2 計画の構成および期間

(1) 計画の構成

① 基本構想

基本構想は、平成20年度から平成29年度までを計画期間として、本市のめざす基本理念や将来都市像を示すとともに、それを実現するための基本政策(政策の大綱)を明らかにする長期計画です。

基本理念

「ともに手を携えて誇りを持てるまちづくり」

将来都市像

誰もが しあわせ を実感できる独立都市 さんむ

政策1 暮らしを支える快適なまちづくり [都市基盤の整備]

政策2 住みやすい環境と安全なまちづくり [暮らしやすい環境の整備]

政策3 にぎわい豊かな暮らしを創出するまちづくり [産業経済の振興]

政策4 だれもが生きがいを持って安心して暮らせるまちづくり [保健・福祉・医療の充実]

政策5 生涯を通じて人と人とがふれあい共に学びあえるまちづくり [教育・文化の振興]

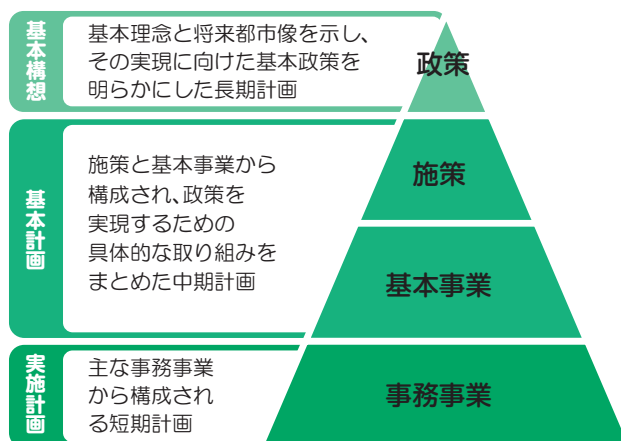
政策6 市民と行政が協働してつくるまちづくり [コミュニティ推進と行財政の効率化]

② 基本計画

政策を実現する手段としての施策と基本事業を明らかにするものです。

基本計画は、社会情勢や財政状況等を勘案し、5年間で取り組むべき具体的施策を定めた中期計画です。

今回は、平成25年度から平成29年度までの5年間を計画期間とする、後期基本計画を策定します。



③ 実施計画

実施計画は、基本計画で定められた施策・基本事業をどのように実施していくかを具体的に示すもので、毎年度の予算編成や当面の行財政運営の指針となる短期計画です。実施計画は、3年間を計画期間として、進捗状況の把握や成果の評価を行い、毎年度ローリングを実施することにより見直しを行います。

(2) 計画の期間

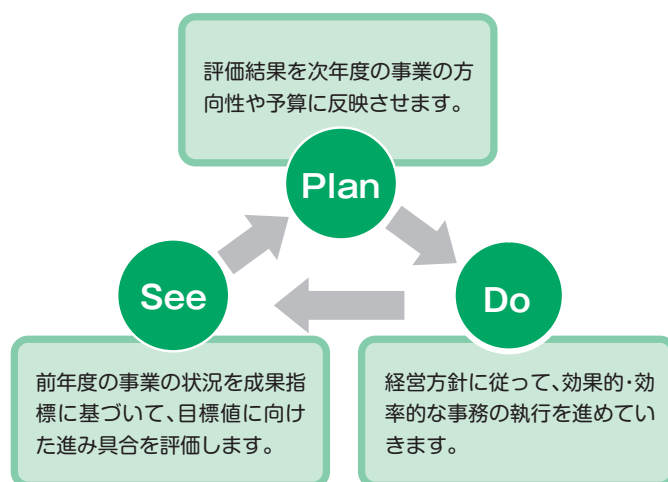
基本構想、基本計画、実施計画の計画期間は次のとおりです。

年 度	20	21	22	23	24	25	26	27	28	29
基本構想	基本理念、将来都市像、政策(10年間)									
基本計画	前期基本計画(5年間)					後期基本計画(5年間)				
実施計画										
	前期・後期基本計画期間中の3年間を計画期間とし、毎年見直しを行います。									

3 行政評価を取り入れた総合計画

(1) 行政評価の仕組み

市では、総合計画を適切に進行管理していくために、行政評価システムを導入しています。行政評価システムとは、行政サービスを市民ニーズに合わせ、効果的・効率的に提供していくために、行政サービスの分野ごとに目標と達成度を示す指標を定め、データにもとづく客観的な評価を行い、評価の結果を次年度の計画に活用していく一連の仕組みのことです。行政サービスの成果を重視する視点から、計画(Plan)、実施(Do)、評価(See)、計画・・・とサイクルを繰り返し、継続的な改善を行っていくものです。



本市では、次のように基本計画に定める施策と基本事業に、「めざす姿」とその達成度をあわせて「成果指標」を設定しています。また、成果指標の目標値は、数値で示すものと、矢印によって方向性を示すものの2種類があります。

【例：成果指標の設定方法】

施策のねらい

市民が快適に暮らせる生活環境を確保します。

施策の成果指標（施策の目的達成度を示す指標）

- ◆ 快適な生活環境が整っていると思う市民の割合

現 状 値	後期めざそう値	指標分類
40.7%	→ (45.0%)	成果

生活環境が快適であるかを見る指標です。市民アンケートで、快適な生活環境が整っていると「思う」「やや思う」と回答した市民の割合です。

- ◆ 生活環境に関する苦情件数

605件	580件	成果
------	------	----

市民からの生活環境に関する苦情です。

- ◆ 航空機騒音を不快に感じる市民の割合

88.9%	→ (88.0%)	成果
-------	-----------	----

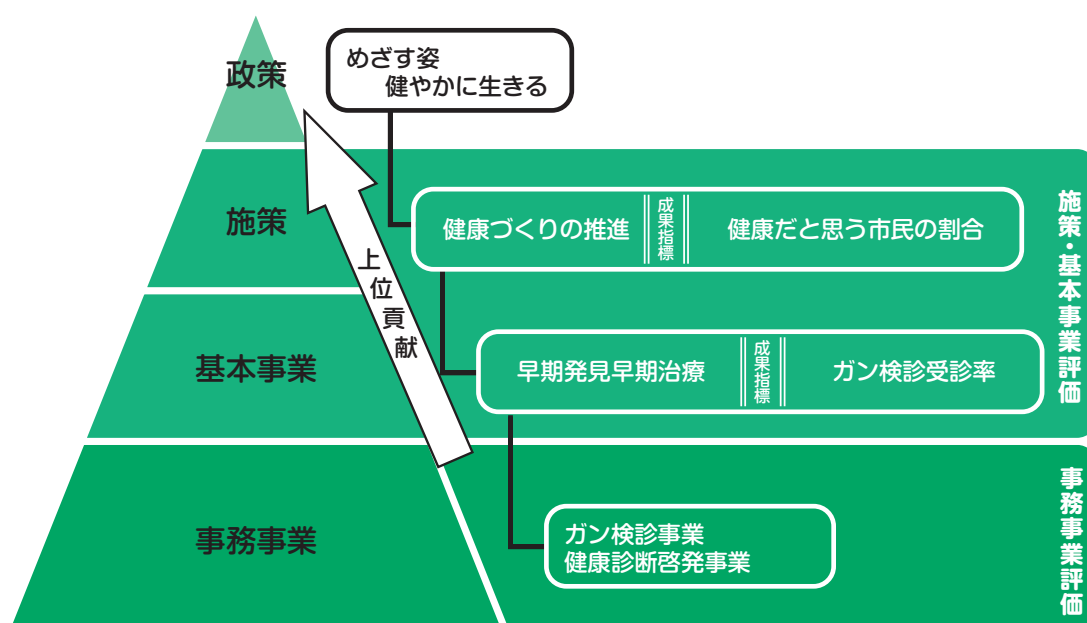
航空機騒音への不快感を見る指標です。第1種区域及び隣接区域の世帯を対象にしたアンケートで、航空機騒音を「非常にうるさい」「うるさい」「時々うるさい」と回答した市民の割合です。

(2) 評価体系と評価結果の公表

① 評価体系

本市の行政評価は、まちづくりの分野毎に評価を行う「施策・基本事業評価」と、具体的な事業の評価を行う「事務事業評価」で構成されています。それぞれの評価は、各事業が施策体系の中で、上位の目標に貢献できたか、また効率的に事業が実施されたかなどの視点から評価を行っています。

【例：評価の体系】



② 評価結果の公表

施策・基本事業評価の結果は、「まちづくり報告書」として分野別にまちづくりの進行状況をまとめ、報告しています。また、報告書の内容については学識経験者に意見を求め、その知見結果を報告書に盛り込み、今後のまちづくりに生かしています。さらに、この「まちづくり報告書」は、市のホームページに掲載し、広く市民の皆さんに公表しています。

事務事業評価の結果は、「事務事業評価報告書」として、各事業がどれだけ基本事業に貢献しているか、また事業の実施方法は適切であるかについて評価を行い、公表しています。この結果も市のホームページに掲載し、市民の皆さんに公表しています。

4 計画策定の背景

(1) 社会環境変化

① 人口減少・少子高齢化の進展

日本の総人口は平成16年をピークとし、以後は人口減少社会に移行しています。今後、高齢化により労働人口が減少することから、経済成長にマイナスの影響を及ぼす一方、年金、医療、介護といったサービスの増大により、社会保障関連費用の増加は避けられないものと予測されています。

このため、安心して子どもが産み育てられる環境づくりとともに、高齢者が元気に自立した生活ができる環境づくりが求められています。

② 地方分権の進展と市民主体のまちづくり

国は「地方のことは地域に住む住民が決める『地域主権』への転換」を掲げ、地方への権限移譲などを推進しており、地方自治体の行政能力が問われる時代となっています。

また、市民の価値観は多様化しており、まちづくりに対するニーズも多様化、複雑化してきています。公平・平等を基本とした行政サービスだけでは解決が難しい地域課題については、専門性・当事者性・先駆性を持って解決に取り組むことが必要とされています。

このため、行政は積極的な情報公開、政策形成過程での市民参画を推進しなければなりません。また、市民は地方自治の主権者として、自らの選択と責任に基づくまちづくりに積極的に参加するとともに、地域社会の一員として地域再生に取り組むことが求められます。

③ 国・地方の厳しい財政状況

国と地方の財政状況は極めて厳しい状況にあります。また、近年の景気対策に伴う財政支出の増大などにより、さらに長期債務残高は増加する傾向にあり、長期的な財政健全化に向けた取組が不可欠とされています。

今後、さらなる少子高齢化の進展によって納税者が減少することが見込まれる中、限られた資源を最大限に活用してまちづくりを進めていく必要があります。この原資である税金は、市民の努力によって支えられています。行政に携わる者は、常にこの事実を認識し、コスト意識を持って行動し、健全な財政を保っていくことが求められています。

また併せて、住み良いまちをつくり、未来を担う子どもたちに引き継いでいくためには、すべての市民が納税を正しく理解し、自主的に納付することも必要です。

このことから、市では平成24年3月に「税金を大切に使うまち宣言」「納税推進のまち宣言」をし、健全な財政運営への取組を進めています。

④ 環境・資源問題の深刻化

地球温暖化、野生生物種の減少、資源の枯渇など、人類の生存基盤である環境の汚染と破壊が地球規模の問題として取り上げられています。地球環境は、現在生きている私たちだけのものではなく、良好な状態で次世代に引き継いでゆくべき財産です。

行政や企業はもとより、1人ひとりが環境負荷の大きさを考えながら、ごみや温室効果ガスの削減を行うとともに、身近な緑地や森林を保全することにより、生物多様性を育むことが求められています。また、東日本大震災以降、更なる省エネと再生可能エネルギーの活用の機運が高まっており、持続可能な社会の形成に向けて更なる取組が求められています。

⑤ グローバル化の進展

政治経済、文化をはじめとした様々な分野でのグローバル化が進み、世界全体が1つの大きな経済圏、文化圏へと統合されつつあります。こうしたグローバル化の進展により、人、物、資金の交流が拡大するとともに、企業の海外移転に伴う産業の空洞化や一国の経済危機によって世界的な不況がもたらされるようになりました。

また、こうしたグローバル化はインターネットをはじめとする情報通信技術（ICT）の発展により支えられています。ICTは、産業活動や日常生活だけではなく、行政サービスの利便性向上の面においても大きく貢献しています。一方、課題としては、個人情報保護などの安全性の確保や、インターネットによる情報を得にくい世代があることが上げられます。

本市は、わが国と世界をつなぐ代表的な玄関口である成田国際空港に近接しており、この有利な条件を活かすとともに、これらの課題に対応するため、他地域とは異なる独自の魅力を打ち出し、防災や観光などの様々な分野で情報を積極的に発信していくことが求められています。

⑥ 災害に強い安全・安心な社会の構築

平成23年3月11日に発生した東日本大震災は、安全・安心であるべき日本社会の根幹を揺るがす未曾有の大災害であり、本市も大きな被害を受けました。これまでの震災と異なり、原子力発電所の事故を伴い、国土の広い範囲で放射能汚染が懸念されています。

今回の震災を契機に、市民・企業・行政など、それぞれの立場における防災への取組の必要性が見直されているとともに、地域コミュニティの必要性・重要性が再認識されています。本市においても、「新しい時代」を意識しながら復興を推進することや、安全で安心なまちづくりの基盤となる地域の連帯感やつながりを強化していくことが求められています。

(2) 山武市復旧・復興計画

① 復興計画策定の趣旨・理念

平成23年3月11日に発生した「東北地方太平洋沖地震」と、この地震により引き起こされた「東日本大震災」は、東日本沿岸地域を中心に、広域にわたって未曾有の被害をもたらしました。本市においても、蓮沼・成東の海岸地域を中心に甚大な被害を受け、さらには1名の尊い命が奪われました。

生活の基盤である道路やライフラインの復旧を最優先で行うとともに、単なる復旧ではなく「新しい時代の地域社会の創造」という視点から、復興を図っていきます。このため、市は、平成24年2月に「山武市復旧・復興計画」を策定しました。

地域活力を向上させながら復興を成し遂げてゆくために、次の3つの理念により計画を推進していきます。1つめは、自助・共助・公助による役割分担を明確にし、「コミュニティのつながり」を強化していくことです。2つめは、自らの力で自らの地域を支えていく「自力再生」のまちづくりを進めていくことです。3つめは、新たなエネルギーを模索し、「省エネ化社会」を実現していくことです。

山武市復旧・復興計画は、震災復興のスローガンに掲げる「新しい時代の地域社会の創造」と、山武市総合計画に掲げる「誰もがしあわせを実感できる独立都市 さんむ」の両方の実現を図るよう策定されたものです。

② 復興計画の目標と取組項目

基本目標 1 被災者支援

- 1 | 被災者の住宅再建支援
- 2 | 被災者の生活支援
- 3 | 税や公共料金の軽減や支払猶予等
- 4 | 被災者の心身のケア
- 5 | 雇用対策の強化
- 6 | 子どもの養育・就学に関する支援

基本目標 2 地域経済の復興

- 1 | 観光、交流拠点の復旧・整備
- 2 | 観光、交流イベントの実施
- 3 | 商工業の再興支援
- 4 | 農林水産業の再興支援、担い手・後継者の育成
- 5 | 農林水産物のブランド化

基本目標 3 災害に強い都市基盤の整備

- 1 | 公共インフラの復旧・整備
- 2 | 災害廃棄物の適正な処理
- 3 | 住宅の耐震化の促進
- 4 | 秩序ある土地利用
- 5 | 文教施設の復旧・整備
- 6 | 地域公共交通の充実
- 7 | 復興財源の確保

基本目標 4 災害に強い地域づくり

- 1 | 津波・液状化対策の検討と実施
- 2 | 防災体制の整備
- 3 | 災害時の情報伝達手段の確立
- 4 | 避難施設等の防災拠点の整備
- 5 | 避難場所や避難経路の情報提供
- 6 | 災害発生時の対処方法や定期的訓練
- 7 | 自主防災組織の育成
- 8 | 省エネルギー・太陽光発電等の推進
- 9 | 地域コミュニティの強化
- 10 | ボランティア・NPOの活動の充実

③ 復興計画の期間

復興にあたっては、復旧・復興期、復興発展期を経た概ね7年後の姿を見据えた計画とします。

なお、本計画における施策や事業計画については、山武市総合計画の計画期間に準じて、市のあらゆる施策に復興の理念を反映させ、基本目標の実現を推進していきます。

1

復旧・復興期…平成25年度まで(震災から概ね3年間)

主に道路、河川の復旧及び災害に強い都市基盤の整備と発展に向けた準備を精力的に進める期間とします。

2

復興発展期…平成26年度から29年度まで(震災から概ね7年間)

被災地が新たな魅力と活力ある地域として生まれ変わり、安定的に発展していく期間とします。

	H23	H24	H25	H26	H27	H28	H29
復興計画	復旧・復興期			復興発展期			
(参考)	基本構想(平成20～29年度)						
山武市 総合計画	前期基本計画 (平成20～24年度)		後期基本計画(平成25～29年度)				

④ 復興計画の位置づけ

- 1) 平成29年度を目標年次とする「山武市総合計画」の目指す将来像や考え方を踏まえ、復興計画を策定します。
- 2) 復興計画の策定にあたり、他の計画との整合・調整を図ることとします。
- 3) 震災からの復旧・復興への取り組みが緊急課題であると位置づけ、復興計画の施策を優先した事業展開に取り組みます。
- 4) 復興計画は、社会環境や経済情勢の変化などにより、必要に応じて見直しすることとします。

(3) 山武市の状況

本市は、千葉県の東部に位置し、県都千葉市や成田国際空港まで約10～30キロメートル、東京都心へは約50～70キロメートルの位置にあります。日本有数の砂浜海岸である九十九里浜のほぼ中央にあり、約8キロメートルにわたって太平洋に面し、総面積は146.38平方キロメートルとなっています。

地勢は大別して九十九里海岸地帯と、その後背地としての広大な沖積平野及び標高40～50メートルの低位台地からなる丘陵地帯で構成されており、これらは海岸線にほぼ並行に帯状に展開しています。

海岸地帯は、砂浜と松林が連なり、成東海岸と蓮沼海岸の遠浅の海が広がり多くの海水浴客が訪れます。平地地帯は、本地域の中央部に広がる肥沃な土壌を持つ九十九里平野で、田園地帯を形成しています。丘陵地帯は、下総台地の一角を形成し、平坦部の畑、谷津田などの農地と山武杉の美林が連なり、良好な自然景観を形成しています。

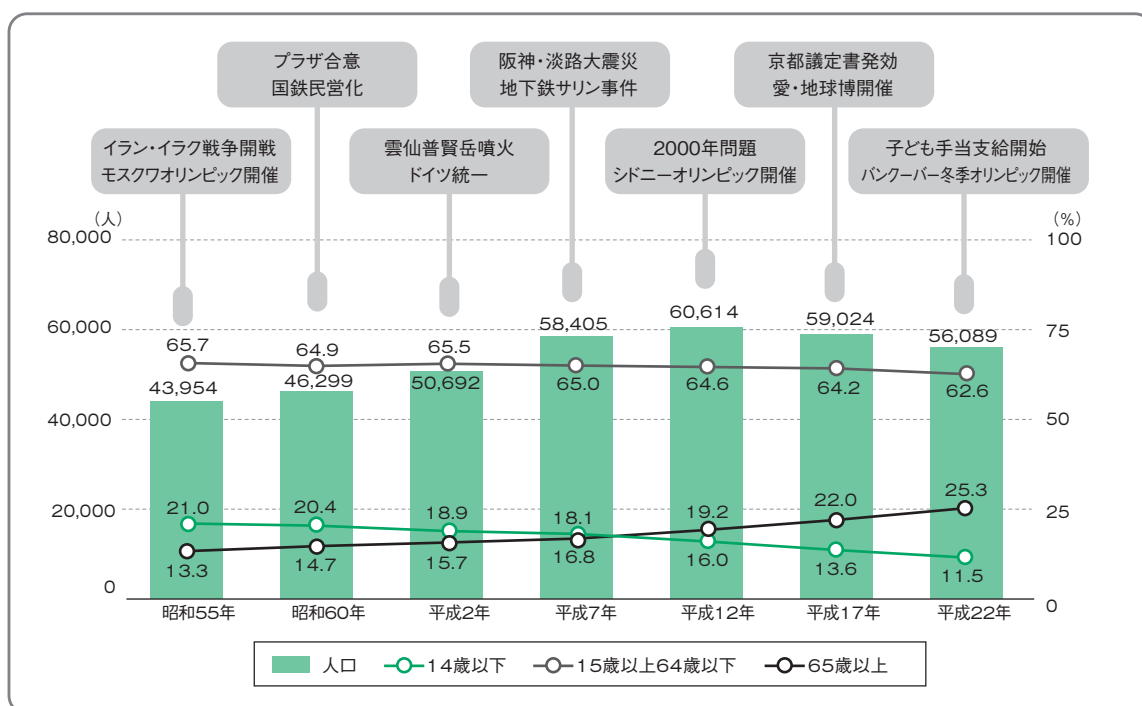
本市は、稲作はもちろん野菜や果実の生産も盛んで、本市を代表する山武杉を活用した林産物、九十九里浜の海の幸と、自然の恵み豊かな地域であるとともに、観光リゾート地として海水浴やゴルフ、テニスなどのスポーツも楽しめ、若者にも魅力ある地域資源を有しています。

近年では、交通アクセスの利便性も向上しており、立地条件と自然環境の良さから、今後更なる交流と、物流と観光の拠点として発展することが期待されています。



① 人口の状況

国勢調査による本市の人口は平成12年にピークを迎え、それ以降は減少傾向にあります。また、年齢区分別にみると65歳以上の割合が増加傾向に、14歳以下の割合が減少傾向にあり、全国的な少子高齢化の傾向が本市人口の年齢構成にも現れています。65歳以上の人口割合は昭和55年には13.3%で約8人に1人の割合でしたが、30年後の平成22年には25.3%で約4人に1人の割合となっています。

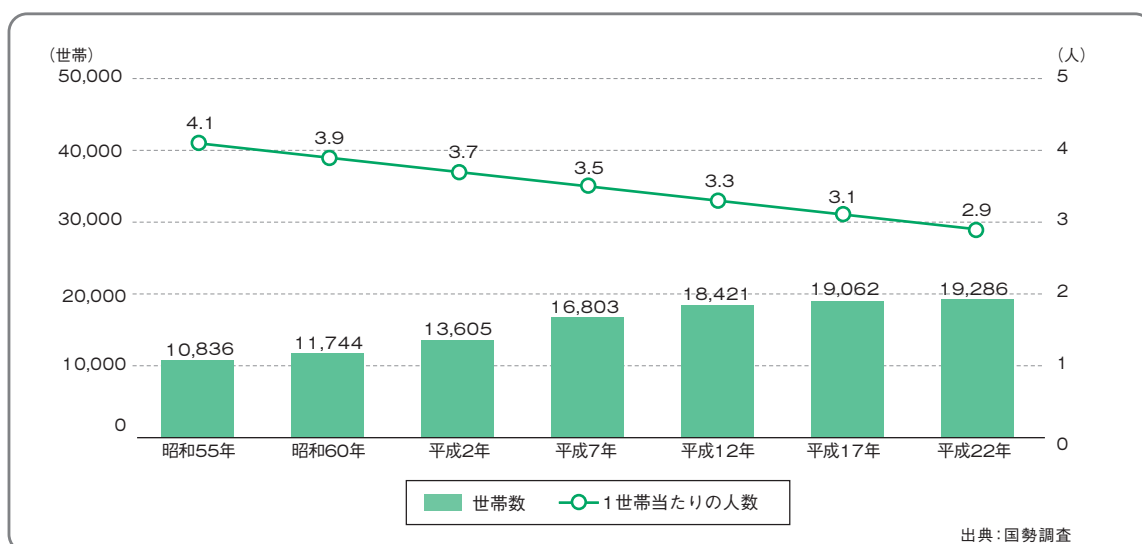


(単位:人)

区 分		昭和55年	昭和60年	平成2年	平成7年	平成12年	平成17年	平成22年
～14歳	人口	9,229	9,453	9,558	10,579	9,699	8,016	6,469
	割合	21.0%	20.4%	18.9%	18.1%	16.0%	13.6%	11.5%
15歳～64歳	人口	28,886	30,031	33,180	37,985	39,156	37,905	35,086
	割合	65.7%	64.9%	65.5%	65.0%	64.6%	64.2%	62.6%
65歳～	人口	5,839	6,815	7,954	9,803	11,629	13,003	14,177
	割合	13.3%	14.7%	15.7%	16.8%	19.2%	22.0%	25.3%
不明	人口	0	0	0	38	130	100	357
	割合	0.0%	0.0%	0.0%	0.1%	0.2%	0.2%	0.6%
合 計		43,954	46,299	50,692	58,405	60,614	59,024	56,089

出典:国勢調査

また、全国的な核家族化の傾向と同じく、本市でも世帯数の増加傾向が続いています。人口の減少に対して、世帯数が増加しているため、1世帯当たり人数は減少傾向が続いています。



出典:国勢調査

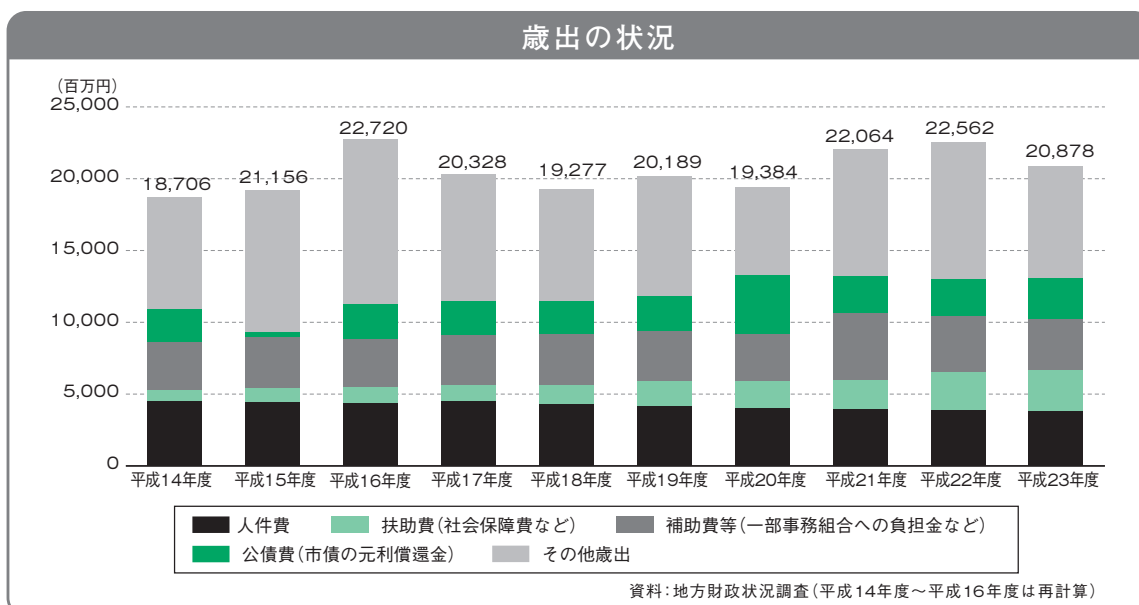
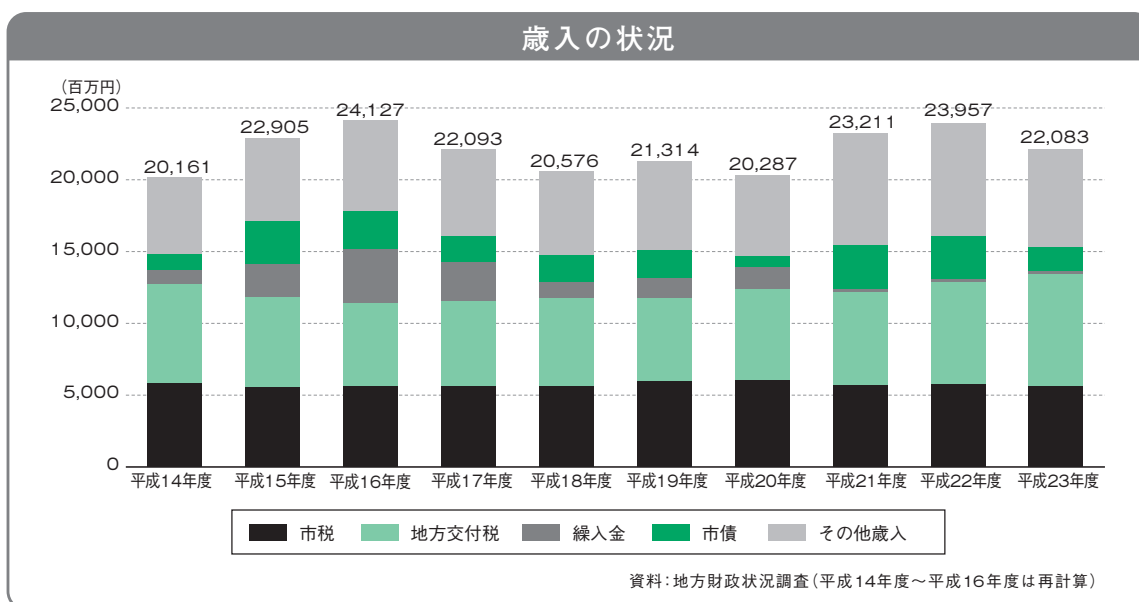
② 財政の状況

ア. 歳入歳出

本市の財政状況は、歳入では、主要な財源である市税収入が平成20年度をピークに減少し、また、地方交付税については平成20年度から増額に転じています。これは国の地方財政対策により地方の一般財源総額が確保されたためであり、今後、国の財政が厳しさを増す中では継続的増額を見込むことは困難となっています。合併の特例による交付が終了することを考慮すると、総体的に歳入総額が増収するような楽観的な状況になく、今後も厳しい財政状況が見込まれます。

また、歳出では、人件費が職員数の削減などにより減少傾向にあります。また、少子高齢化社会の到来による保健・医療・福祉分野での支出の増加により扶助費が毎年増加しており、また、合併に伴い新たに発行した市債の元利償還金の増加も懸念される状況にあります。

今後もこのような義務的な経費や各種施設の維持管理費など、更なる経常的経費の抑制が必要です。

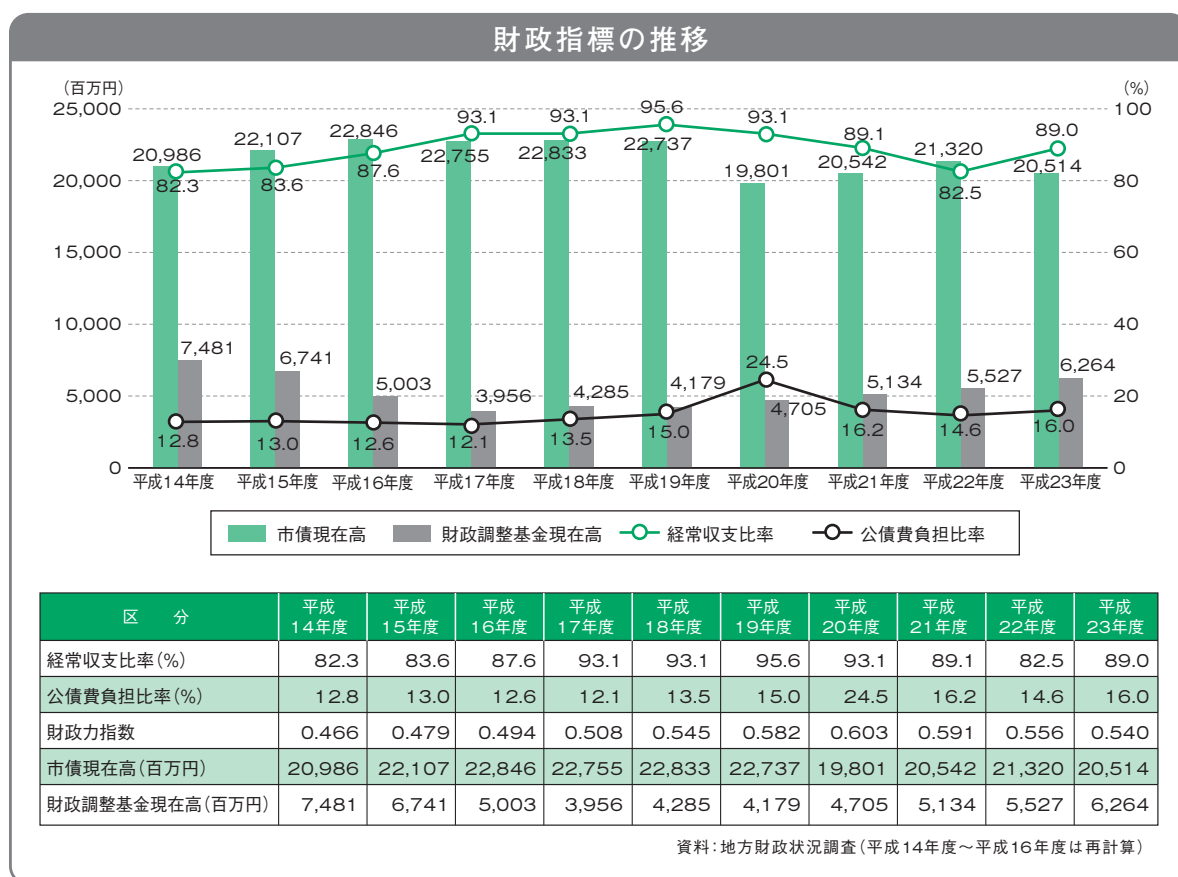


イ.財政指標

財政構造の弾力性を判断する公債費負担比率は、一般財源が減少する中で合併に伴い発行した市債の元利償還金が増加傾向にあることから、今後も悪化することが見込まれます。

また、財政力を示す指数である財政力指数も、税収の減少に伴い平成20年度をピークに低下傾向にあります。

市債現在高は、合併特例債や国の財源不足による地方交付税の減少を補てんする臨時財政対策債等の発行により増加傾向にあります。今後は、当該年度の地方債借入額が当該年度の地方債元金償還額を上回らない予算編成方針のもとで執行を行い、市債現在高の抑制を図る必要があります。



③ 産業の状況

ア. 産業別就業者数の推移

就業者数は、人口と同様に推移しており、平成12年をピークに減少傾向にあります。

産業別にみると、昭和55年には第1次、第3次産業が約38%と同じ割合を占め、第2次産業が24.0%を占めていました。その後、平成22年までの30年間で第1次産業は減少を続け、11.1%となりました。また、第3次産業は増加を続け、58.3%となりました。第2次産業は就業者数に多少の増減はあるものの、就業者の割合には大きな変化はありませんでした。

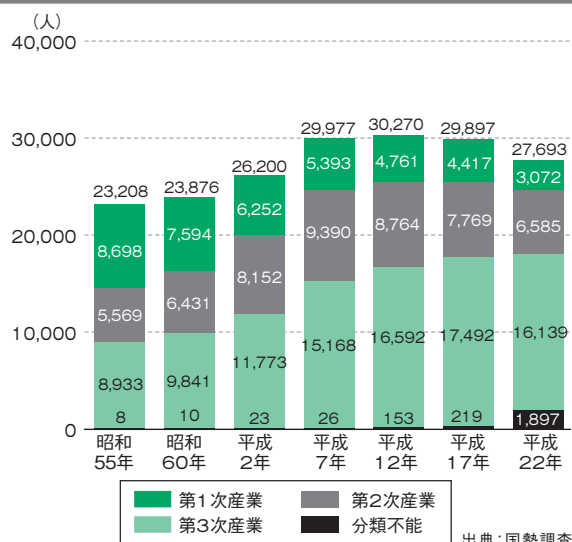
平成22年度時点の全国の産業別割合としては、第1次産業は4.0%、第2次産業は23.6%、第3次産業は66.4%となっており、本市は相対的に第1次産業に従事する割合が多く、第3次産業に従事する割合は少なくなっています。

イ. 農業産出額の推移

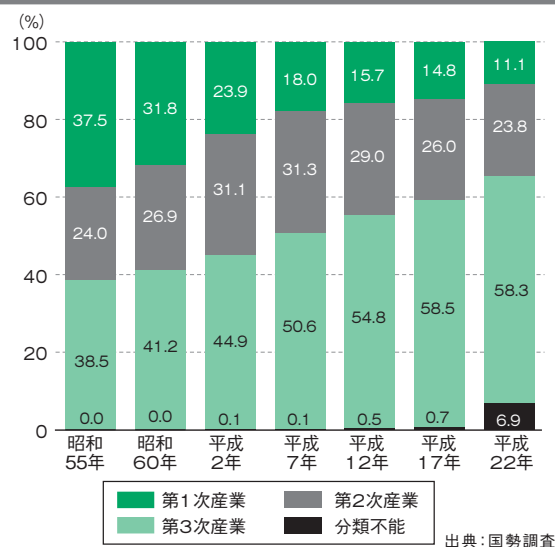
農業産出額は、平成12年に200億円を下回って以降、増減を繰り返しながら減少傾向で推移しています。

また、県平均は730千万円で、本市は県内順位4位となっています。

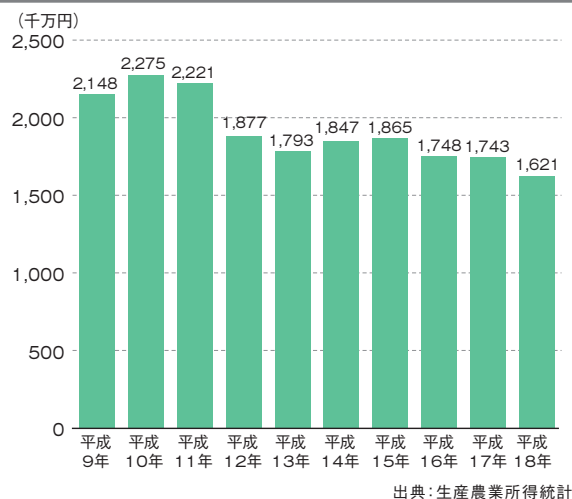
産業別就業者数の推移



就業者数の産業別割合の推移



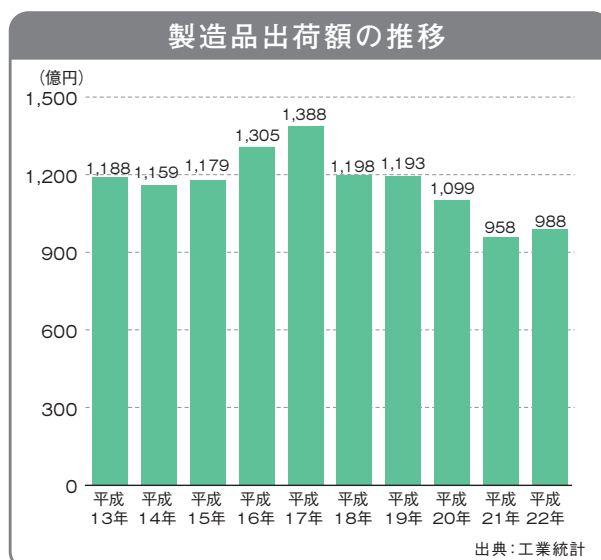
農業産出額の推移



ウ. 製造品出荷額の推移

製造品出荷額は平成17年以降、減少傾向にあります。

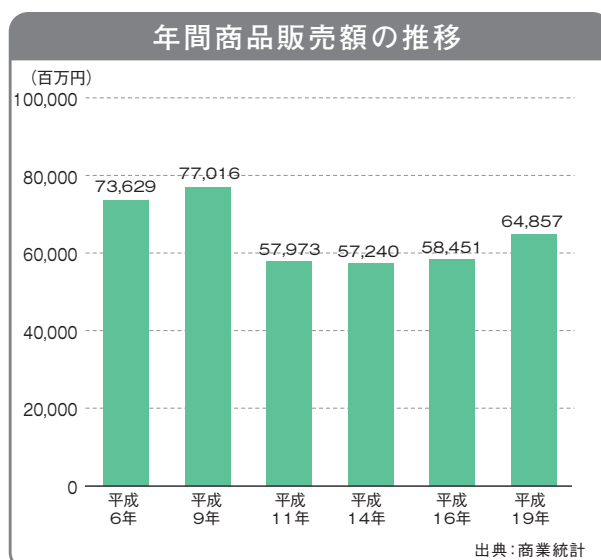
事業所数(従業者4人以上)としても、平成17年は154事業所あったものが、平成22年は121事業所と減少傾向にあります。また、従業者数(従業者4人以上の事業所)についても、平成17年は3,974人であったものが、平成22年は3,266人と減少しています。



エ. 年間商品販売額の推移

年間商品販売額は、平成9年から11年にかけて約190億円減少しました。その後、平成16年から19年にかけて約64億円増加しています。

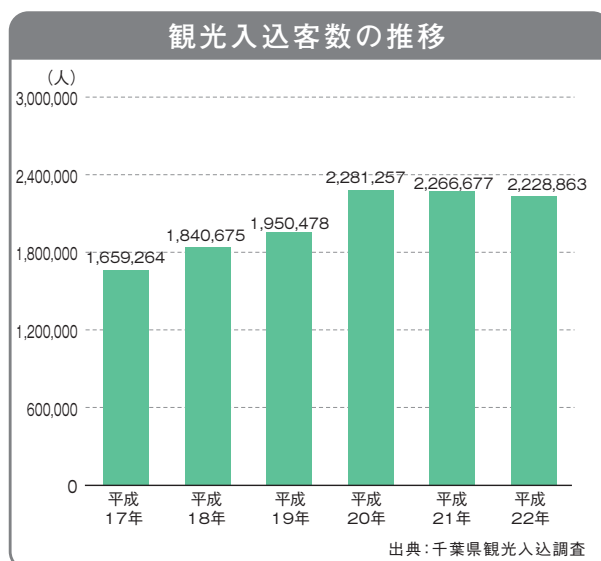
事業所数としては、平成16年は522事業所で、平成19年は460事業所と11.9%の減少となっています。売り場面積としては、平成16年は50,528㎡、平成19年は49,748㎡と微減に留まっています。



オ. 観光入込客数の推移

平成20年まで増加傾向にありましたが、それ以降は緩やかな減少傾向にあります。

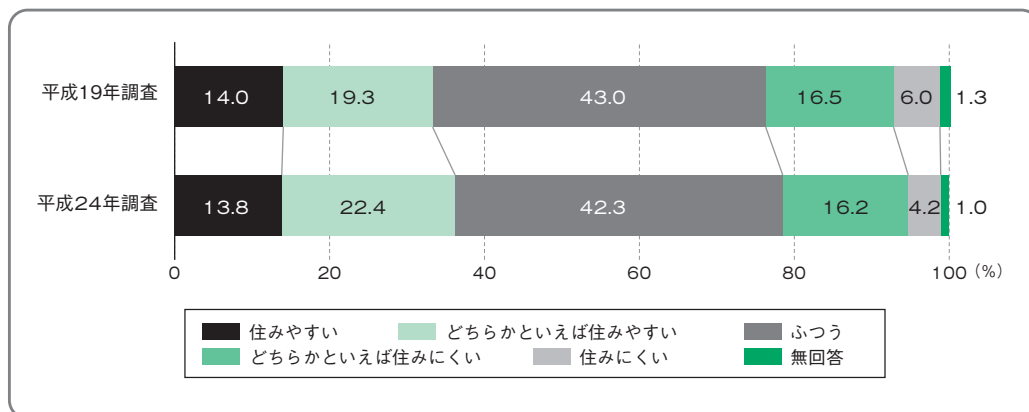
内訳の構成としては、観光地点の入込客数、行祭事・イベントの入込客数、宿泊客数からなりますが、本市の特徴としては、「道の駅オライはすぬま」を中心に、自然やスポーツ・レクリエーション等の観光地点に多くの集客が見られます。



5 市民意識の状況

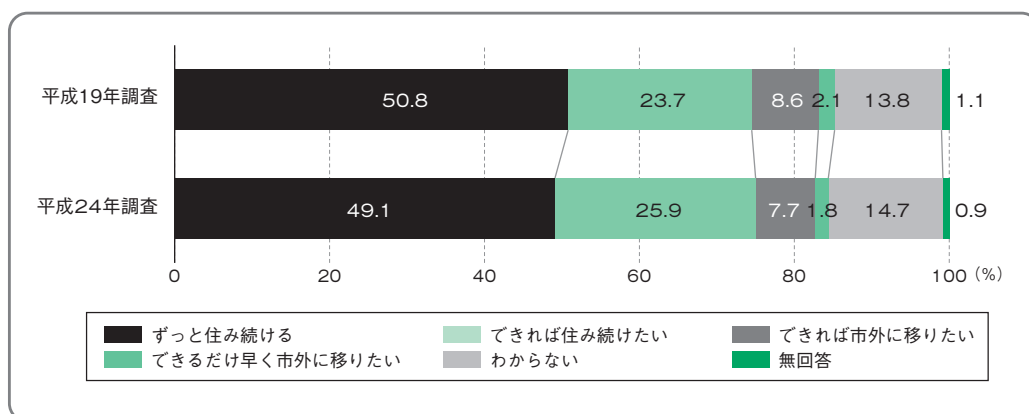
(1) 本市の住み良さ

平成19年度と平成24年度の結果を比較すると、本市を住みやすいと考えている市民の割合は若干増加し、住みにくいと考えている市民の割合は若干減少している結果となっています。



(2) 本市への定住意向

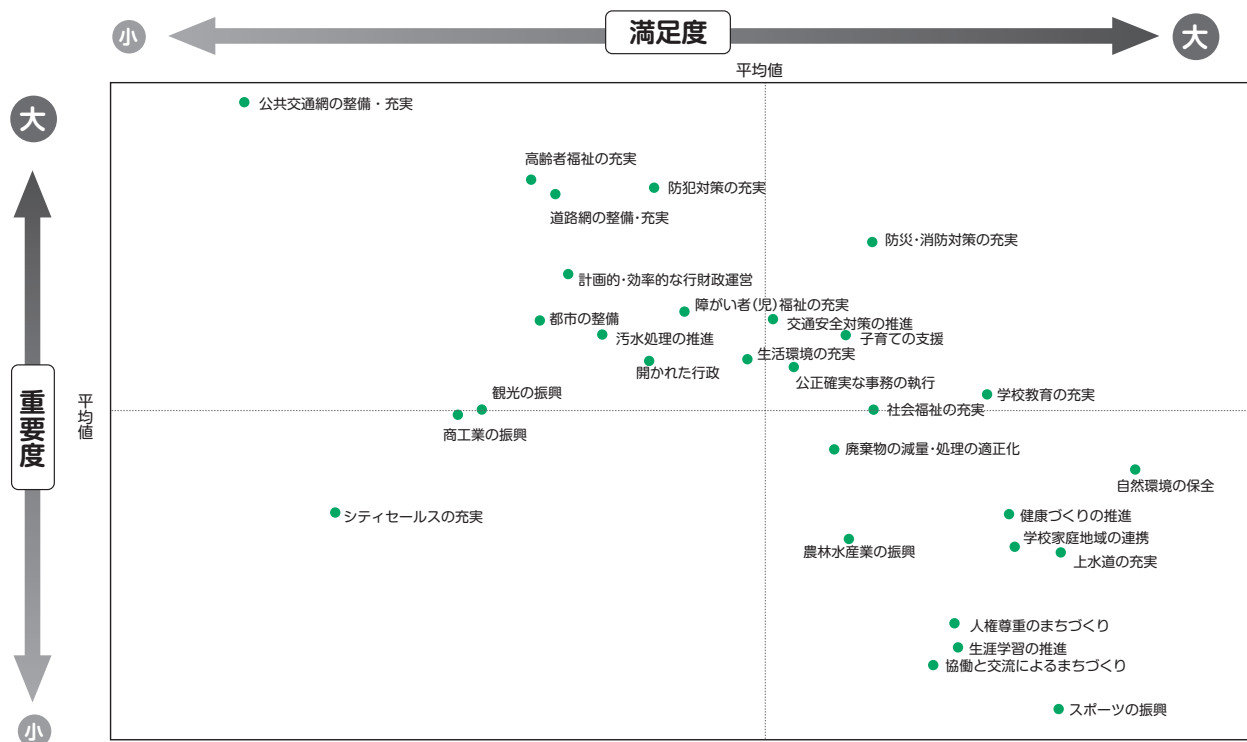
本市に住み続けたいと考えている市民の割合は、平成19年では74.5%で、平成24年では75.0%と、この5年間で高い水準を保ちながら、わずかながら増加しています。また、市外に住みたいと考えている市民の割合は10.7%から9.5%とわずかに減少しました。



(3) 施策別の満足度・重要度

市民のまちづくりの分野に対する重要度、満足度の分布は下図のとおりです。

重要度が高く、満足度が低い施策は、公共交通網の整備・充実、高齢者福祉の充実などで、逆に重要度が低く、満足度が高い施策は、スポーツの振興などの施策となっています。



●満足度

平成19年度調査と平成24年度調査の結果を比較すると、上位5施策に大きな変動はみられませんでした。

また、教育情報の公開等の推進により学校家庭地域の連携の満足度が4位と向上しています。

●平成19年度調査

1	自然環境の保全
2	健康づくりの推進
3	スポーツの振興
4	上水道の充実
5	生涯学習の推進
9	学校家庭地域の連携

●平成24年度調査

1	自然環境の保全
2	上水道の充実
3	スポーツの振興
4	学校家庭地域の連携
5	健康づくりの推進
7	生涯学習の推進

●重要度

平成24年度調査の結果は、平成23年3月の東日本大震災の影響を受けて、防災・消防対策の充実が大きく順位を上げ、上位となりました。

また、公共交通網や道路などの都市インフラ整備に対する期待を示す結果となりました。

●平成19年度調査

1	公共交通網の整備・充実
2	計画的・効率的な行政運営
3	高齢者福祉の充実
4	公正確実な事務の執行
5	污水处理の推進
6	道路網の整備・充実
7	防犯対策の充実
18	防災・消防対策の充実

●平成24年度調査

1	公共交通網の整備・充実
2	高齢者福祉の充実
3	防犯対策の充実
4	道路網の整備・充実
5	防災・消防対策の充実
6	計画的・効率的な行政運営
10	污水处理の推進
14	公正確実な事務の執行